

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第22号

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第6条業務課の項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 牛肉の輸出の促進に関すること。

第6条業務課の項第6号中「関連事業」を「卸売の業務及び関連事業」に改め、「相続の」を削り、同項中第12号を削り、第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) せり人の登録に関すること。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(行財政局人事部人事課)